



株式会社 **イスラインギフ**

「燃料サーチャージ制」について (2026年5月1日改定)

弊社は、2008年8月に国土交通省に燃料サーチャージ料金收受の届出を行い、継続し適用をしております。

私ども運送業界における主要経費である燃料費（軽油費）は原油市況の価格変動に左右され、原油価格もまた世界の政治情勢や経済状況等の変化によって大きく変動し推移しております。そうしたなか国内の軽油価格は昨年末以降、暫定税率廃止までの間の補助金の拡充もあって下落傾向にありました。しかし2月下旬にアメリカとイスラエルがイランに対し軍事攻撃を開始し、イランがホルムズ海峡を封鎖してタンカーや貨物船の通航を停止させたことにより原油価格が短期間で高騰し、軽油価格もかつてないほど大幅に上昇しております。現在も戦争終結に向け協議が行われているところですが、イランをはじめ中東諸国の情勢は極めて不安定な状況が続いているため、今後の原油の輸入状況や価格、国内の燃料価格の先行きは依然として不透明な状況が続くものと予想されます。

弊社におきましては、以前より経営環境の変化に対応する一方で様々な経費削減策に取り組んでまいりましたが、社員の労働環境改善の実施、環境負荷低減による車両価格の値上げ、システムの更新等により諸経費の増加傾向は依然として続いております。このような状況のなか、燃料の仕入れや価格の変動リスクは安定した企業運営を継続する上で大変大きな懸念材料であります。

つきましては誠に恐縮ではございますが、引き続き燃料サーチャージ制の適用と、サーチャージ料金收受につきましてのご理解ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

燃料サーチャージ制とは

燃料サーチャージとは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。現状の燃料価格が基準とする燃料価格から一定額以上に上昇した場合は、上昇の幅に応じて燃料サーチャージを設定又は増額改定して適用するものです。一方、燃料サーチャージの設定時点より下落した場合には、その下落幅に応じて減額改定し、また、燃料価格が沈静化し、基準とする燃料価格より低下した場合にはこれを廃止致します。

【現在の料金適用燃料価格】

※価格は全て資源エネルギー庁発表の石油製品価格調査(軽油現金価格)の中部運輸局管内の平均単価を使用

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html#headline1



適用期間：2026年5月1日～2026年7月31日ご出荷貨物分

方式：集荷＋配達＋幹線の合計サーチャージ（全日本路線連盟方式）

基準価格：基準時の店頭価格 77.7円/ℓ / 2008年8月届出時（6月）の店頭価格 152.0円/ℓ
⇒ 上昇額：74.3円/ℓ

適用価格： 対象月 軽油単価

2026年1月	141.3円/ℓ
2026年2月	142.9円/ℓ
2026年3月	158.4円/ℓ

3か月 平均 147.5円/ℓ
⇒ 上昇額：69.8円/ℓ

適用運賃表：⑦を使用（140.0円超～150.0円）

注）上昇額に応じた適用運賃表を使用し、適用しています。

改定条件：3ヶ月間の店頭平均価格を計算し、3ヶ月間の最終月の翌々月から改定します。

廃止条件：3ヶ月間の店頭平均価格が77.7円/ℓを下回った場合、3ヶ月間の最終月の翌々月から廃止します。

適用につきましての詳細は、最寄りの支店までご連絡下さい。

HPでの検索は → <https://sline.co.jp/group/search.php> より